

議案第 8 4 号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ロから<u>ハ</u>までの規定</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ロから<u>ホ</u>までの規定</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

(児童生活支援業務手当)

第5条 略

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき22,000円とする。

(放射線取扱手当)

第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 医療用放射線取扱作業に従事する診療放射線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したと

(児童生活支援業務手当)

第5条 略

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 22,000円

(2) 前項第2号の業務 11,000円

(放射線取扱手当)

第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。)に支給する。

- (1) 医療用放射線取扱作業に従事する診療放射線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したと

き（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。次号において同じ。）。

(2) 略

(3) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項第1号に規定する区域において職員が放射線を照射する作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号の業務 職員が業務に従事した月1月につき5,500円

(2) 前項第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円

き。

(2) 略

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき5,500円とする。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が天皇又は皇后、<u>上皇、上皇后</u>、皇太子、皇太子妃、<u>皇嗣若しくは皇嗣妃</u>の側近警衛の作業に従事したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が天皇又は皇后、皇太子<u>若しくは皇太子妃</u>の側近警衛の作業に従事したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。